

東京都廃棄物条例・東京都廃棄物規則 二段対照表（処理業者の報告に係る条文抜粋）

（傍線の部分は平成十七年三月改正部分）

<p>東京都廃棄物条例（平成四年東京都条例第四百十号）</p>	<p>東京都廃棄物規則（平成五年東京都規則第十四号）</p>
<p>（産業廃棄物収集運搬業者の処理状況に係る報告等）</p> <p>第十四条の二 産業廃棄物収集運搬業者（規則で定める者に限る。以下同じ。）は、三月以上六月以内において規則で定める期間ごとに、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。</p> <p>一 運搬を受託した産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。）の量</p> <p>二 交付された産業廃棄物管理票の枚数</p> <p>三 産業廃棄物の運搬が終了し、回付した産業廃棄物管理票の枚数</p> <p>四 電子情報処理組織を使用して産業廃棄物の運搬が終了した旨を情報処理センターに報告した件数</p> <p>五 産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、次に掲げる事項</p> <p>イ 積替え又は保管の場所の所在地、面積及び設備の概要</p> <p>ロ 積替え又は保管の場所ごとの搬入量</p> <p>ハ 積替え又は保管の場所ごとの保管量</p> <p>ニ 積替え又は保管の場所ごとの搬出量</p>	<p>（産業廃棄物収集運搬業者による報告）</p> <p>第五条の三 条例第十四条の二第一項（条例第十四条の四第一項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規則で定める者は、事業の範囲に積替え又は保管を含む者とする。</p> <p>2 条例第十四条の二第一項の規則で定める期間は、六月とする。</p>

六 前各号に定めるもののほか、産業廃棄物の運搬が適正になさ  
れていることを示す事項として規則で定める事項

3 条例第十四条の二第一項第六号の規則で定める事項は、次に掲  
げる事項とする。

一 産業廃棄物の運搬を受託した契約の件数

二 産業廃棄物の運搬に使用した車両の延べ台数

三 主たる運搬先の施設の所在地

四 積替え又は保管の場所の現況

五 積替え又は保管の場所の使用開始時刻及び使用終了時刻

六 次に掲げる事項を含む産業廃棄物の適正な処理の実現に向け  
た取組内容

イ 従業者の教育訓練の状況

ロ 処理に係る情報の公開状況

4 条例第十四条の二第一項第一号から第四号まで、同項第五号ロ  
及び二並びに前項第一号及び第二号の事項については月ごとに集  
計した量を、同条第一項第五号ハの事項については毎月末の保管  
量を報告するものとする。

5 条例第十四条の二第一項の規定による報告は、四月一日から九  
月三十日までの期間に係る事項については十月三十一日までに、  
十月一日から翌年三月三十一日までの期間に係る事項については  
同年四月三十日までに、別に定める様式により行うものとする。

6 条例第十四条の二第二項及び第四項（条例第十四条の四第一項  
において準用する場合を含む。）の規定による公表の方法その他  
必要な事項は、別に定める。

2 知事は、前項の規定による報告の内容を公表するものとする。

3 知事は、産業廃棄物収集運搬業者が正当な理由なく第一項の規定による報告を怠っているときは、期限を定めて、当該報告を行うべき旨を勧告するものとする。

4 知事は、産業廃棄物収集運搬業者が前項の規定による勧告に正当な理由なく従わなかったとき、又は虚偽の報告をしたときは、その旨を公表することができる。

5 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、第三項の規定による勧告を受けた者又は虚偽の報告をした者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものとする。

6 前各項に規定するもののほか、産業廃棄物収集運搬業者に係る報告及び公表に関して必要な事項は、規則で定める。

(平一七条例八八・追加)

(産業廃棄物処分業者の処理状況に係る報告等)

第十四条の三 産業廃棄物処分業者は、産業廃棄物の処分を行う事業場ごとに、三月以上六月以内において規則で定める期間ごとに、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

一 産業廃棄物の処分を行う施設の所在地、処理能力及び設備の

概要

7 前条の規定は、条例第十四条の二第五項(条例第十四条の四第一項において準用する場合を含む。)(の意見を述べ、証拠を提示する機会におけるその方法について準用する。この場合において、前条第七項中「第十四条第五項」とあるのは、「第十四条の二第四項(条例第十四条の四第一項において準用する場合を含む。)」と読み替えるものとする。

(平一七規則五〇・追加)

(産業廃棄物処分業者による報告)

第五条の四 条例第十四条の三第一項(条例第十四条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)(の規則で定める期間は、六月とする。

- 二 処分を受託した産業廃棄物の量
  - 三 回付された産業廃棄物管理票の枚数
  - 四 電子情報処理組織を使用して産業廃棄物の処分が終了した旨を情報処理センターに報告した件数
  - 五 産業廃棄物の処分方法
  - 六 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。次号及び第八号において同じ。）後の産業廃棄物の持出量
  - 七 処分後の産業廃棄物の持出時に交付した産業廃棄物管理票の枚数
  - 八 処分後の産業廃棄物の持出時に電子情報処理組織を使用して情報処理センターに登録した件数
  - 九 前各号に定めるもののほか、産業廃棄物の処分が適正になさ
- れていることを示す事項として規則で定める事項

- 2 条例第十四条の三第一項第九号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - 一 産業廃棄物の処分を受託した契約の件数
  - 二 処分を行うに当たり、産業廃棄物の受入れに使用された車両の延べ台数
  - 三 処分後の産業廃棄物の持ち出しに使用された車両の延べ台数
  - 四 主たる持出先の施設の所在地
  - 五 処分を行う施設の現況
  - 六 処分を行う施設の使用開始時刻及び使用終了時刻
  - 七 次に掲げる事項を含む産業廃棄物の適正な処理の実現に向けた取組内容

2 前条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による報告について準用する。この場合において、これらの規定中「産業廃棄物収集運搬業者」とあるのは、「産業廃棄物処分業者」と読み替えるものとする。

(平一七条例八八・追加)

(特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業

イ 従業者の教育訓練の状況  
ロ 処理に係る情報の公開状況

3 条例第十四条の三第一項第二号から第四号まで、同項第六号から第八号まで及び前項第一号から第三号までの事項については、月ごとに集計した量を報告するものとする。

4 条例第十四条の三第一項の規定による報告は、四月一日から九月三十日までの期間に係る事項については十月三十一日までに、十月一日から翌年三月三十一日までの期間に係る事項については同年四月三十日までに、別に定める様式により行うものとする。

5 条例第十四条の三第二項(条例第十四条の四第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)において読み替えて準用する条例第十四条の二第二項及び第四項の規定による公表の方法その他必要な事項は、別に定める。

6 第五条の二の規定は、条例第十四条の三第二項において準用する条例第十四条の二第五項の意見を述べ、証拠を提示する機会におけるその方法について準用する。この場合において、第五条の二第七項中「第十四条第五項」とあるのは、「第十四条の三第二項(条例第十四条の四第二項において準用する場合を含む。)」において読み替えて準用する条例第十四条の二第四項」と読み替えるものとする。

(平一七規則五〇・追加)

者の処理状況に係る報告等)

第十四条の四 第十四条の二の規定は、特別管理産業廃棄物収集運搬業者について準用する。この場合において、同条中「産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。）の」とあり、「産業廃棄物の」とあるのは「特別管理産業廃棄物の」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、特別管理産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、同条中「産業廃棄物の」とあるのは、「特別管理産業廃棄物の」と読み替えるものとする。

(平一七条例八八・追加)

附 則 (平成一七条例第八八号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第八条及び第十四条の改正規定、第十四条の次に三条を加える改正規定並びに第十九条の改正規定は、平成十七年九月一日から施行する。